

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業 (国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業) 委託要項

令和5年6月29日
スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)に向けた国際約束として日本政府が推進してきたスポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)プログラム(2014年度から2021年度まで実施)は、官民の連携協力により世界の204か国・地域、1,300万人以上(2021年9月末時点)の人々にスポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピックムーブメントを拡大してきた。この取組により、スポーツを通じて日本の存在感を世界に示すとともに、国際的な課題である持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて貢献してきた。

このSFT事業を更に発展させ、スポーツを通じた国際協力や国際貢献を推進することは、東京2020大会のレガシーの一環であり、また、日本のスポーツが世界でリーダーシップを発揮するため、これらの活動や交流により人的な信頼関係の醸成に引き続き取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、SFTの下で構築された官民協力体制(スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム(SFTC))やこれまでの取組を東京2020大会のレガシーとして継承し、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会や2026年アジア競技大会(愛知・名古屋)などを念頭において、スポーツを通じた国際協力による日本のスポーツの存在感を示す取組を発展的に実施するとともに、日本の強みを活かしたスポーツによる国際協力事業を通じてSDGsへの貢献を実現していく。

2. 委託事業の内容

紛争等国内の情勢により、自国内で十分な練習環境が確保できない海外アスリートによる日本及び近隣のアジア地域で競技大会への出場等を目的として日本国内で行う合宿やトレーニング等の支援に取り組む中央競技団体(NF)に対して、活動費用の支援や情報提供を含む必要な支援を行う。

3. 事業の委託先

本事業は、国内外のスポーツ環境の整備に関する国際協力事業の専門的な知識と経験を有し、関係諸機関と密接な連携を図ることができる以下の団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 任意団体

ただし、(2)に該当する団体については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から事業が終了する日までとする。ただし、契約日が属する年度をまたぐことはできない。なお、複数年度の実施を前提に採択された場合には、事業実績及び翌年度の事業計画を基に審査を行い、事業の継続を判断するものとする。その際、契約の締結は年度毎に行うものとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が本事業の委託を受けようとするときには、事業計画書（別紙様式1）等をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、委託する団体を決定し、当該団体と委託契約を締結する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、事業費※、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
※事業費：諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額
- (2) スポーツ庁は、事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返納を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 事業完了（廃止）の報告

本事業の委託を受けた団体は、本事業が完了したとき、廃止の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書（別紙様式2）を作成し、事業の完了した日、廃止の承認の日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写を添えて、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記7により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、団体による事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、団体は、スポーツ庁の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。

- (4) 団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等の成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明記しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

事業計画書

令和〇年〇月〇日

スポーツ庁次長 殿

住 所 ○○○○○○○○○○
団体名及び ○○○○○○
代表者名 ○○○○○

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（令和〇年度）の実施について、次のとおり事業計画書を提出します。

I 事業名

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（令和〇年度）

II 事業の内容

1. 事業の趣旨

※事業の趣旨を簡潔に記載

2. 事業の目的

※事業の目的を期待される効果を含め具体的に記載

3. 事業の期間

事業開始日から令和〇年〇月〇日

4. 当該年度における事業実施計画

※応募時の企画提案書をベースに漏れなく具体的に記載

※事業実施計画と事業経費内訳の内容の整合性に留意

5. 事業実施体制

※氏名、所属、役職、事業での役割、関連分野の実績・業績、資格等詳細に記載

6. 事業項目別実施計画

実施 時期	事業項目			備 考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

7. 再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	円

8. 組織の実績

※当該分野及び関連分野の組織の実績を記載

Ⅲ 委託事業経費

1. 経費予定額

（単位：円）

費目	種別	内 訳	経費予定額
設備備品費	設備備品費		
人件費	人件費		
事業費	諸謝金		
	旅 費		
	借 損 料		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	会議費		
	通信運搬費		
	雑役務費		
	消費税相当額		
一般管理費	一般管理費		
再委託費	再委託費		
合 計			

※ 委託経費の区分についての経費計上の留意事項等

- ① 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。
- ② 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
- ③ 各経費については、その対象・内訳等が分かる見積書等の書類を添付すること。
- ④ 設備備品費については、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの（見積書等にて規格、性能等を確認し、当該事業の実施に当たり必要最低限度のもの）とする。
- ⑤ 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること。
- ⑥ 諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施上の労務、講義・講演、会議出席、実技指導、原稿執筆・校閲、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること。）また、菓子折、金券の購入は認められない。
- ⑦ 旅費については、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律及び団体の旅費規程を準用した額とする（移動費、宿泊費、日当等）。国内旅費と外国旅費に分けて記載のこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。
- ⑧ 諸謝金、旅費等については、その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。
- ⑨ 借損料については、会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料を対象とする（見積書・請求書等の証拠書類には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと）。
- ⑩ 印刷製本費については、会議資料、報告書、その他事業実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写（見積書・請求書等には印刷・製本仕様を記載のこと）、記録用写真フィルムの現像及びプリントに要する経費とする。
- ⑪ 消耗品費については、各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。なお、ポイントの取得等による個人の特典は認められない。
- ⑫ 会議費については、会議を開催する場合のお茶、ミネラルウォーター、弁当代であり、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類などは対象としない。（団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知及議事要旨（録）を作成しない打合せ程度のもは対象としない。）
- ⑬ 通信運搬費については、はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料とする。なお、切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。
- ⑭ 雑役務費については、会場設営、調査研究に係るデータ集計・入力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの、対象経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は認められない。）とする。
- ⑮ 消費税相当額については、団体が課税事業者（納税義務者）で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。）
- ⑯ 一般管理費については、当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水量や電話料、FAX送受信料、複写機保守料、管理部門の人件費（管理的経費）等に係る経費であり、委託事業の直接経費（設備備品費、人件費、事業費）の10%の範囲内で、受託者の直近の決算により算定した一般管理费率及び受託者の受託規定に定める一般管理费率などから適切に算出する。

- ⑰ 再委託費については、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる場合に再委託を行う事業の経費を計上すること（再々委託費については対象としない）。子会社や関連会社へ再委託する場合は、利益控除等を行い、透明性を確保すること。
- ⑱ 上記に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。
- ⑲ 各経費の支出に伴いマイレージやポイントを取得する場合、当該マイレージ等は、本事業の活動のみに使用することとし、本事業の活動以外で使用することや、そのために取得すること自体も不可とする。

2. 再委託費内訳

再委託先名： _____

(単位：円)

費目	種別	内 訳	経費予定額
合計			

※ 種別については、諸謝金、旅費、借損料等適宜記載

IV その他の事項

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	職 名	連絡先（TEL番号、メールアドレス）
(責任者)		
(事務担当者)		

※ 責任者については、本委託事業に係る経理責任者を記載
事務担当者は、本委託事業の担当課との窓口となる者を記載

委託事業完了（廃止）報告書

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
スポーツ庁次長 ○○○○○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○
団体名及び ○○○○○○
代 表 者 ○○○○○

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（令和〇年度）は、令和〇年〇月〇日に完了（廃止）したので、委託契約書第〇〇条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 事業結果説明書（別紙イ）
2. 事業収支決算書（別紙ロ）
3. 取得資産一覧表（別紙ハ）
4. 委託契約書第〇〇条に定める支出を証する書類の写

事業結果説明書

1. 事業の実績

(1) 事業の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

実施 時期	事業項目			備 考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

(2) 事業の実績の説明

※実施日程、事業内容を具体的に説明。指標を使用し、事業内容を評価

2. その他

責任者及び事務担当

氏名	職名	連絡先
責任者 ○○○○○		電話番号： E-MAILアドレス：
事務担当者 ○○○○○		

(留意事項)

責任者については、本委託事業に係る経理責任者を記載

事務担当者については、本委託事業の担当課の窓口となる者を記載

事業収支決算書

1. 決算総括表

区分	費目	種別	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考	
支 出	設備費品費	設備備品費					
	人件費	人件費					
	事業費	諸謝金					
		旅費					
		借損料					
		印刷製本費					
		消耗品費					
		会議費					
		通信運搬費					
		雑役務費					
		消費税相当額					
	一般管理費	一般管理費					
	再委託費	再委託費					
合計							
収 入	委託費の額						
	自己調達額						
	その他						
	合計						

2. 決算費目別内訳

(A) 支出

(費目) 設備備品費

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考
〇〇 〇〇		**	*,***	**,***	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計								

(費目) 人件費

氏名	金額(円)	対象期間	支払年月日	備考
〇〇 〇〇	**,***	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	内訳の添付

(費目) 事業費 (諸謝金)

氏名又は支払元	役職等	時間	単価	金額(円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考
〇〇 〇〇	〇〇大学教授	**	*,***	**,***	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	第〇回〇〇会議出席	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計								

(費目) 事業費 (旅費)

氏名	役職等	金額(円)	旅行期間	用務等	用務先	支払年月日	備考
〇〇 〇〇	〇〇大学教授	**,***	〇.〇.〇～〇.〇.〇	〇〇講演会講師	〇〇県〇〇市	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費 (借損料)

内訳	用途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備考
会場借料	第〇回会議の開催	令和〇年〇月〇日	***	***	**,***	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費 (印刷製本費)

品名	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考
〇〇報告書	***	***	**,***	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇(株)	請求番号No.〇
計								

(費目) 事業費 (消耗品費)

品名	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考
ファイル	***	***	**,***	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇(株)	請求番号No.〇
計								

(費目) 事業費 (会議費)

品名	会議名	利用年月日	数量(人)	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備考
水	第〇回会議	令和〇年〇月〇日	***	***	**,***	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費 (通信運搬費)

品名	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考
切手(会議開催案内)	**	***	**,***	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費 (雑役務費・一般)

品名(内訳)	数量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	備考
銀行振込み手数料	**	***	**,***	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	振込対象者:別紙のとおり
計							

(費目) 事業費 (雑役務費・派遣職員)

氏名	金額(円)	対象期間	支払年月日	備考
〇〇 〇〇	**,***	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	内訳の添付

(費目) 再委託費

再委託の業務内容	金額(円)	再委託先名	支払年月日	備考
〇〇〇〇システムの構築	**,***	〇〇〇〇(株)	令和〇年〇月〇日	内訳の添付
計				

(B) 収入

種 別	摘 要	金 額 (円)	備 考
委 託 費 の 額	令和〇年〇月〇日付委託契約に基づく委託費		
自 己 調 達 額	予算科目の表示など		
そ の 他			
計			

